

第5章 整備基本計画

第1節 全体計画及び地区区分計画

1. 第Ⅱ期整備計画の進め方

平成元（1989）年に策定した史跡広島城跡整備基本計画（以下「現行計画」という。）に基づき進められた広島城跡の第Ⅰ期整備では、二の丸を中心として、石垣の整備や城郭建造物の復元整備、地上・地下遺構の整備等が総合的に実施され、来訪者が広島城の歴史的空間を体験し理解するための場が形成された。

本改定計画における第Ⅱ期整備は、本丸上段を主な対象として、天守の再整備に係る検討、既設設備（上水・排水等の埋設設備を含む）の更新・再配置及び石垣の保全を相互に関連付け、総合的に進めるものである。

現行計画に見る本丸上段のゾーニングは、城郭建造物及び石垣・土居に四辺を囲まれ、その内部に遺構配置表示を行うエリアと近代遺構展示、緑地管理を行うエリアを内包するものとして示している（図5-1）。

本改定計画ではこれを踏まえるとともに、史跡が抱える現状と課題について適切に対応し、より具体的な整備へとつなげるため、本丸上段について、当面の調査・検討の主な目的に応じ、北側と南側に整理して検討を進める。なお、各整備エリアの範囲は、今後の調査等の成果及び具体的な整備内容の検討を踏まえて定める。

各エリアでは、それぞれに必要な調査・検討を実施しながら段階的に整備を進める。

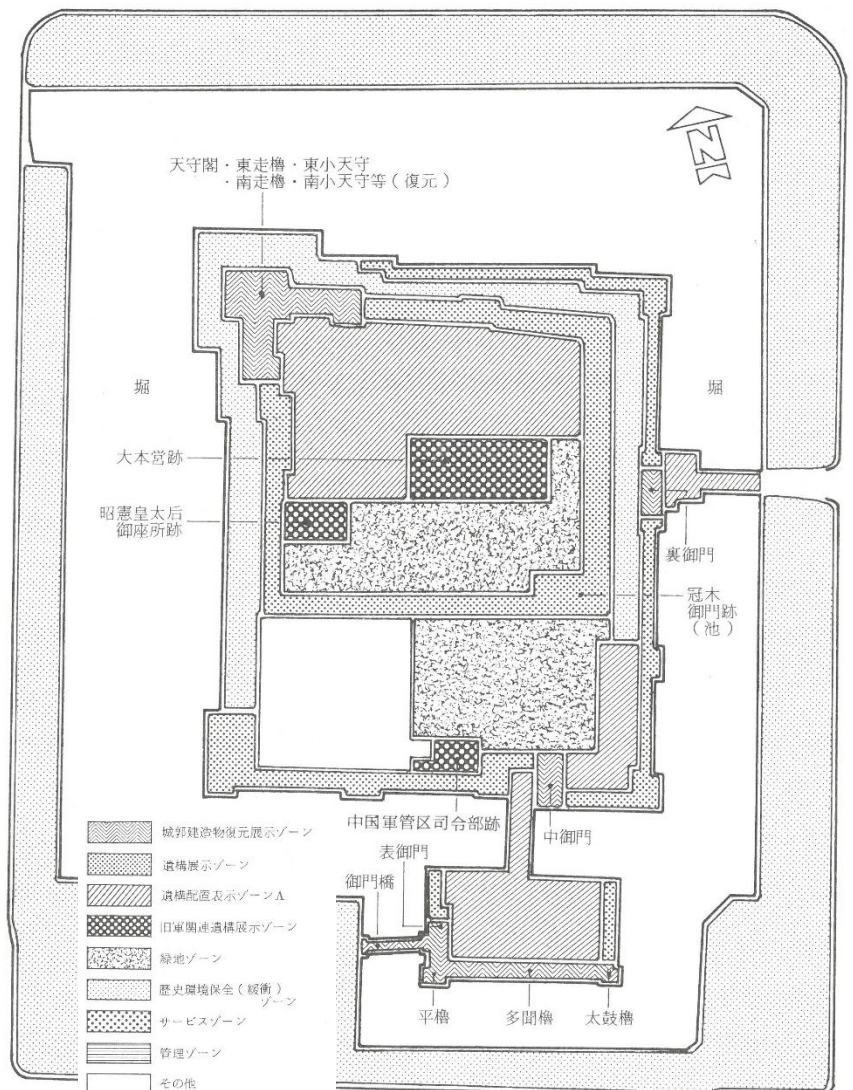


図5-1 現行計画のゾーン計画

区分	整備上の位置付け	整備の進め方	調査・検討の主な方向
本丸上段 (北側)	天守再整備に関するエリア	天守台、東・南小天守台及びその周辺を中心とし、天守の再整備について検討を進める。 ・広島城跡の構成・地形造成・石垣の基礎構造の状況等を確認する。 ・整備に当たっての適切な遺構保護策の検討に必要な基礎的情報を得る。	天守の再整備に係る検討に当たり、仮設構台の設置、作業ヤード及び工事用動線についても検討し、各種遺構の適切な保護策及び整備条件を整理する。
本丸上段 (南側)	園路整備等に関するエリア	史跡の保存・活用上必要となる、既設の園路・階段、照明、上水・雨水排水等の更新・再配置を目的とした整備の検討を進める。 ・既設埋設設備の位置、深度及び地下遺構の状況を確認する。 ・来訪者動線（園路）・バリアフリー動線、地形造成・排水、植栽及び遺構表示等に係る分野別計画を具体化するための基礎的情報を得る。	戦後の公園整備で設けられた設備について、地下遺構への影響度を確認するとともに、より適切な遺構保護策と設備更新・再配置を検討する。 本丸上段の表面水排水について、必要な改善も含め、地形造成と園路の再配置を検討する。

表5－1 各エリアについての基本的な考え方

ただし、整備に伴う工事用動線計画や整備後の地形造成、既設埋設設備の更新・再配置など、本丸上段全体での検討が必要な事項に関しては、一体的に検討を行った上で、その具体化の際にエリアごとに段階的に実施するものとする。

2. 第Ⅱ期整備の実施プロセス

第Ⅱ期整備の実施内容は、複数の要素が相互に密接に関連しており、また整備工事中の来訪者動線の変更や安全確保、史跡内の一時的な供用制限など、整備の進行に伴って生じる調整事項も想定されることから、計画的な進行管理が特に重要となる。

次表では、第Ⅱ期整備の実施プロセスを、整備のための条件整理・必要な基礎調査の実施及び個別の分野別計画の作成・検討を主に行う**第1段階**と、それらの結果に応じて適切な遺構保護や地形造成・来訪者動線や照明設備の再配置・埋設設備その他の更新・再配置、植栽の整理・再配置といった具体的な施策を実施する**第2段階**の、二つの実施プロセスに大別する。なお、第Ⅱ期整備全体を一律に二分するものではなく、各分野について、調査成果及び関連計画との調整状況に応じ、実施条件が整ったものから第2段階の整備実施へ移行する。

第1段階 (条件整理、調査、計画策定)	第2段階 (整備実施)
既往資料、現状変更記録及び工事記録の整理 地下遺構及び地下埋設物の把握 石垣、地形・排水、樹木、園路、施設等の現況調査 保存上必要な応急措置 本丸上段全体の整備条件の整理 個別実施計画、基本設計等の作成・検討 整備に伴う事前の発掘調査の範囲及び方法の検討	石垣、土居等の保全措置 遺構保護層の補完及び地盤整備 表面水排水施設の整備及び埋設設備の更新・再配置 樹木伐採、植栽更新及び張芝 園路及び広場の再整備 遺構表示及び案内板・解説施設の整備 整備後のモニタリング及び評価

表5－2 整備実施プロセス及び実施内容

第1段階で実施する調査については、来訪者の安全確保や遺構保存上の緊急性、施策間の関連性及び調査の実施体制等を踏まえ、計画的・効果的に進める必要がある。また、条件が整った事項から第2段階に移行することから、特に実施に時間を要する発掘調査については、第Ⅱ期整備全体を見据えた上で優先順位を定める必要がある。

なお、応急措置や日常的な維持管理、排水設備等の機能回復、遺構保護層の部分的な補完については、この区分に係らずこれまでどおり必要に応じて実施する。

3. 第Ⅱ期整備に伴う調査

令和6年度以降、整備基本計画策定に向け継続的な発掘調査を実施している。今後、広島城跡第Ⅱ期整備のために必要な取組として実施する発掘調査について、主に調査目的及び調査手法の観点から、次の3つに区分する。

(1) 史跡を適切に保護するための調査

戦後の公園整備の過程で設けられた階段や埋設管等の既設設備について、当時の掘削・埋戻しの範囲を活用し、必要に応じて当該範囲を再掘削して壁断面を確認することにより、近世・近代の遺構面の遺存状況を把握する。

得られる成果（遺構面の検出深度や面数、特定される埋設設備の位置や接続系統、設置深度等）は、適切な遺構保護策を検討し、園路等の再配置や埋設設備の更新・再配置、整備後の地形造成の検討のための重要な情報となる。

(2) 史跡の理解を深め、整備条件を確認するための調査

史跡の本質的価値に直接関わる石垣の基礎構造や築城時の地形造成の状況を把握するため、調査箇所を絞ってトレンチ調査等を実施する。これまで未調査の範囲に対する試掘調査の実施を含む。

得られる成果（遺構面の検出深度や面数、遺物の包含状況、土層の堆積状況等）は、適切な遺構保護策を検討し、整備に付随して発生する仮設物設置について、その施工条件を検討するための基礎的情報となる。また、調査により新たな知見が得られた場合には、その成果の将来の展示・解説への活用を検討する。

(3) 史跡の具体的な整備実施に先立って必要となる調査

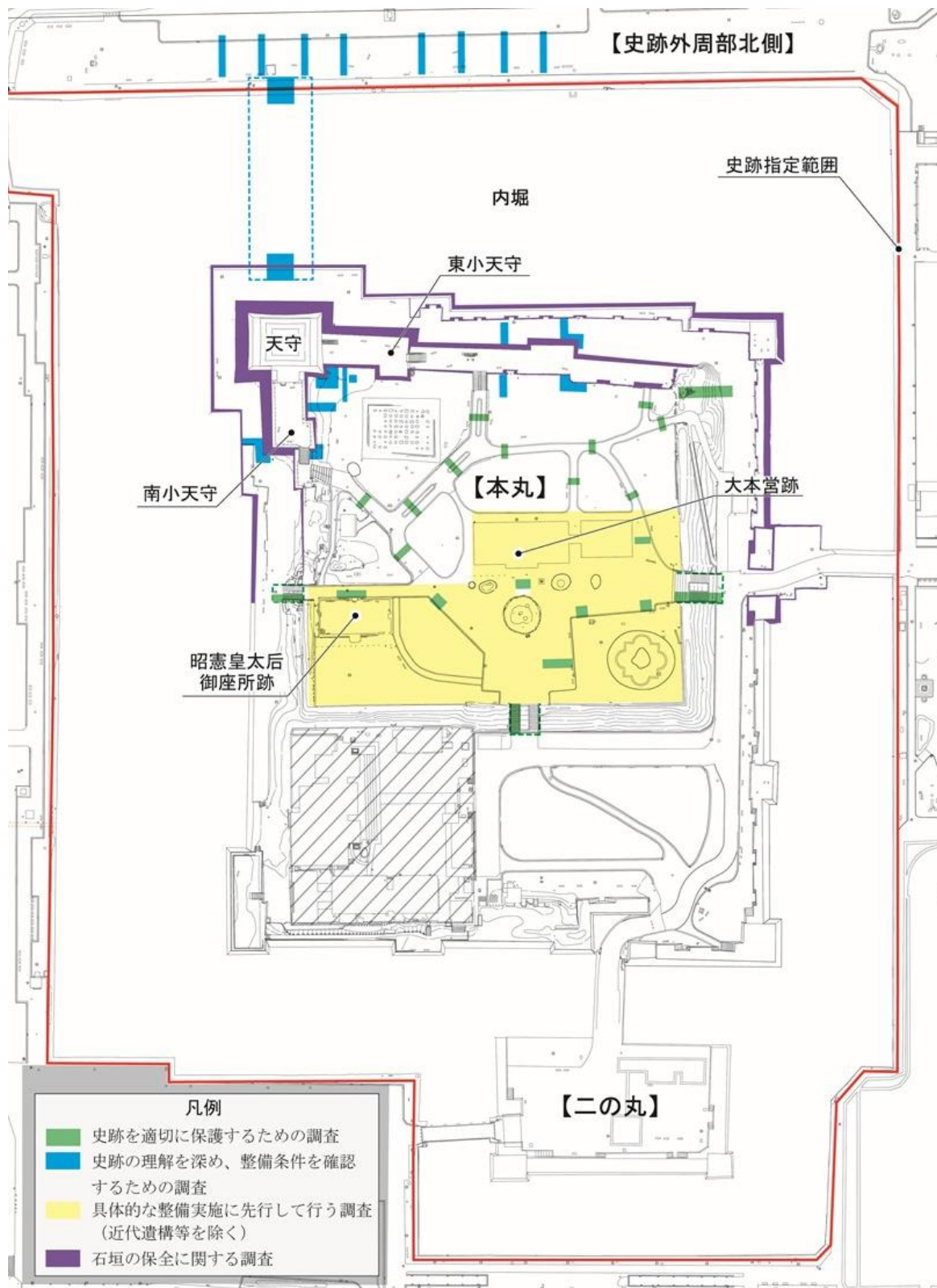
近世遺構の遺存状況を把握し、適切な遺構保護策を検討するために実施する平面確認調査である。

来訪者動線、地形造成、植栽及び遺構表示等の具体化に向けた事前調査であり、調査成果を踏まえ、既設設備の更新・再配置の具体的な施策を検討することとなるため、調査は、整備の進展を見据え効果的な時期に実施する必要がある。また、調査の性格上、一定の範囲を面的に実施することから、調査期間中の一時的な供用制限や来訪者動線の変更、来訪者の安全対策といった管理面の配慮も必要である。

なお、整備に伴い周辺環境が大きく変化する可能性がある範囲の遺構については、影響

を可能な限り回避・低減するため、必要な対策の検討に資する調査や、必要な保全措置、整備中・後のモニタリングの必要性等について検討する。

図5-2 第Ⅱ期整備に伴う短期的な調査計画（イメージ）



4. 第Ⅱ期整備の地区区分計画

広島城跡の持つ歴史的な性格、地上遺構の分布、これまでに実施されてきた各種整備状況や史跡周辺部の利用の在り方等を踏まえ、地区区分を、本丸上段、本丸下段、二の丸、史跡外周部並びに旧広島城範囲とする。

以下では、特に第Ⅱ期整備との関連性について記載する。また、各地区の位置及び現行計画に示している整備に当たっての基本的な目標については地区区分図にその概要を示す。

本丸上段

第Ⅱ期整備の中心区域として、北側と南側に区分して段階的に調査及び整備を進める。

既存の公園整備に伴う盛土層の流出等の影響も考えられ、これまでの調査地点では、近世遺構を覆う保護層が薄い状況が確認されている。今後の調査により保護層厚及び地下遺構の遺存状況を把握し、必要な表面水排水の改善、保護層の流出防止、既設埋設設備の更新・再配置、来訪者動線の再配置、設備及び植栽の取扱いと更新を相互に関連するものとして捉え、地形造成も含めた一体的な整備について検討する。

本丸下段

本丸上段と二の丸、史跡外周部をつなぐ地区として、保存活用計画並びに現行計画に示されている基本方針に応じた保存・管理を継続する。

本丸上段へつながる既設埋設設備の経路の多くが本地区を經由していることから、第Ⅱ期整備に連動した調査や設備更新も検討する。

二の丸

第Ⅰ期整備により復元建造物等が整備された区域として、施設の保存修理、維持管理及び公開・活用の充実を中心とした検討を行う。

史跡外周部並びに旧広島城範囲

史跡範囲外に残る広島城跡の構成要素や関連文化財について、史跡との連携を踏まえた整備・活用を検討する範囲として取り扱う。

第Ⅱ期整備に当たっては、史跡外周部北側について、工事用動線や仮設施設の候補地としての利用可能性を検討する。検討のため、地下遺構や既設埋設設備の確認調査を実施するとともに、公園利用との調整等が必要となる。

上記整備の具体化に当たっては、地下遺構への影響を可能な限り回避・低減することを基本とする。その上で、地下遺構に影響を及ぼす可能性がある箇所については、必要に応じて事前の発掘調査等により遺存状況を確認し、史跡の本質的価値の保存に十分に配慮した整備手法を検討する。

なお、主に本丸上段（北側）の天守の再整備に係る検討のための調査や工事用仮設物の設置検討に係る調査は、その他の第Ⅱ期整備とは異なるスケジュールで進行する可能性もあるが、史跡の供用や来訪者動線の設定など、一体的な視点で進行管理を行う必要がある。

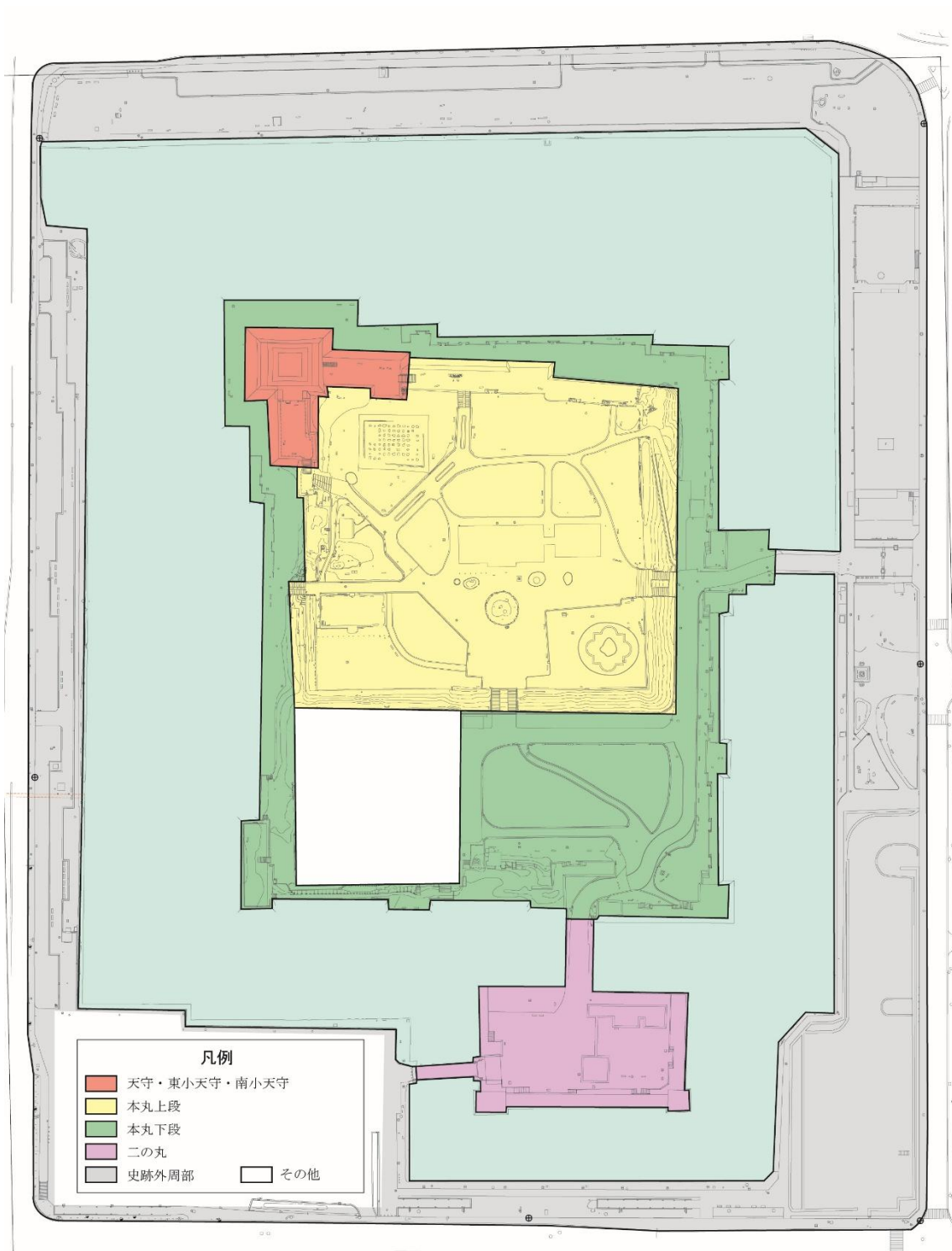


図5-〇 改定整備基本計画の地区区分

5. 第5章の構成と各節の役割

広島城跡の第Ⅱ期整備では、遺構保存に関する計画、石垣等保全に関する計画、動線計画、地形造成に関する計画、修景及び植栽に関する計画、便益施設等に関する計画、公開・活用及びそのための施設に関する計画、整備事業に必要となる調査等に関する計画、そのそれぞれが相互に密接な関係を持つ。

本節では第Ⅱ期整備の進め方と整備の全体的な目標、実施プロセスと地区区分、地区ごとの第Ⅱ期整備における役割と位置付けについて、総合的に取りまとめた。次節以降では整備基本計画の項立てに従い、それぞれの計画についてその詳細を示すが、各節で示す内容は独立して実施する個別の事業を示すものではなく、全体的な目標を実現するために必要となる、分野ごとの実施条件や留意事項等を示すものとして位置付ける。

表5－〇 第5章の構成と内容

第Ⅱ期整備における整備分野	主に取り扱う節	主に示す内容等
全体計画	本節	第Ⅱ期整備の骨子と全体的な目標 実施プロセスについての考え方 地区ごとの位置付け
地下遺構及び事前の発掘調査	第2節・第13節	地下遺構、遺構保護層、掘削・荷重条件、事前の発掘調査
石垣及び土居の保全	第3節	石垣・土居の変状評価、応急措置、保全措置
園路・広場及び各種動線	第4節	来訪者動線、管理動線、緊急動線及びバリアフリー動線
地形造成及び表面水排水	第5節	盛土、計画地盤高、遺構保護層、排水系統
遺構の顕在化	第6節	本丸御殿跡、天守礎石、門跡等の遺構表示
樹木伐採、植栽及び張芝	第7節	樹木の処置、根系への対応、植栽更新、景観形成
案内板及び解説施設	第8節	全体案内、誘導、遺構解説及び情報体系
埋設設備及び便益施設	第9節	給排水、電気、照明、トイレその他の管理・便益施設
公開・活用のための空間・施設	第10節・第14節	屋外学習、見学、展示、教育及び市民利用
調査計画	第13節	各整備の前提となる調査の目的、方法、優先順位及び成果物
維持管理及びモニタリング	第15節	点検、管理、整備後の効果確認及び記録
事業工程	第16節	調査、設計、事前措置、工事及び管理の実施順序

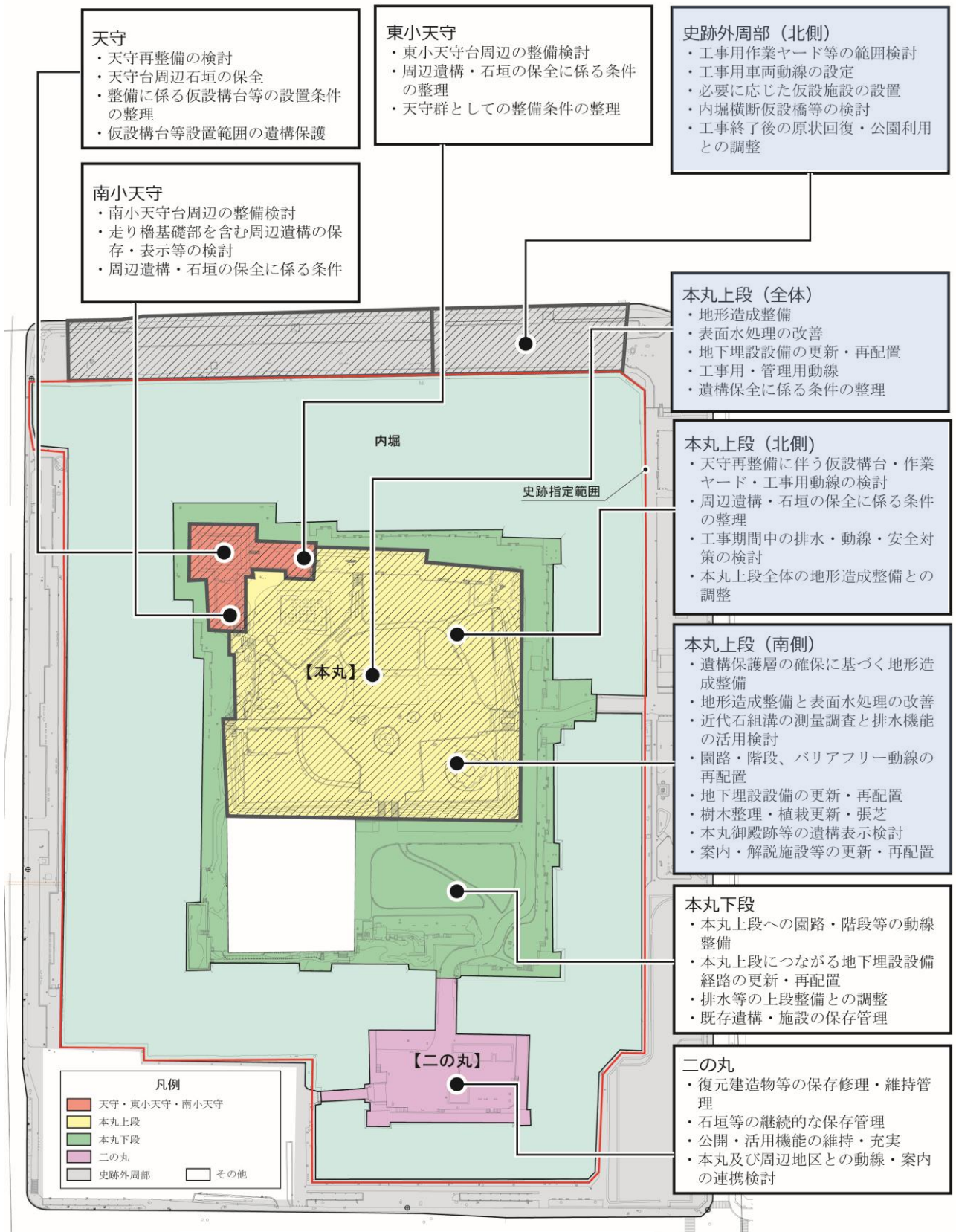


図5-〇 改定整備基本計画の主な整備事項

第2節 遺構保存に関する計画

1. 計画の目的と基本的な考え方

本丸上段の整備及び天守の再整備に係る検討に当たり、遺構保存の基本的な考え方及び各種整備実施における保存上の条件を示す。

第Ⅱ期整備の具体化に当たっては、地下遺構の位置、深度や遺存状況、既往の造成層、遺構保護層を踏まえ、必要十分な遺構保護層を確保するとともに、遺構への影響を回避又は可能な限り低減することを基本とする。また、地上に残る石垣や土居等の近世広島城に係る遺構に加え、広島大本営跡や昭憲皇太后御座所跡等の近代以降の歴史的経緯を示す遺構についても、適切な保存・取扱いを検討する。

特に第Ⅱ期整備において計画している本丸上段の地形造成については、地上・地下の遺構の保存を前提として、遺構の遺存状況、表面水の排水処理、埋設設備の更新・再配置、園路の更新・再配置、史跡内の植栽更新等が相互に関連していることから、一体として整備条件を整理した上で各分野の整備の検討を行う。また、本丸上段（北側）と本丸上段（南側）整備の実施段階が異なる場合においても、地形造成に基づく表面水排水、上水・排水等の埋設設備については、エリア間で十分な整合を図る。

なお、遺構保存及び各種整備の検討に必要となる、発掘調査その他の調査計画については、第13節「整備事業に必要となる調査等に関する計画」でその詳細を示す。

2. 遺構の保存

(1)地下遺構の保存

これまでに実施された発掘調査成果から、本丸上段には、本丸御殿をはじめとした近世建物跡、門跡その他の地下遺構や、広島城築城初期の地形造成の痕跡を示す堆積層が残されていることが判明している。これらについては原位置での保存を基本とし、整備実施に伴う影響を可能な限り回避し、遺構の遺存状況及び整備内容に応じ、保存に必要な遺構保護層厚を確保する必要がある。

戦後の公園整備等により設けられた既設の園路、階段、埋設設備等については、当時の設備設置が遺構に与えた改変・影響範囲を確認し、第Ⅱ期整備が地下遺構へ与える影響を可能な限り抑える観点から、既往の改変・影響範囲の活用を検討する。

第Ⅱ期整備で計画している、地形造成に基づく表面水排水、埋設設備の更新・再配置、園路の更新・再配置、史跡内の植栽更新については、上記を基本としてその整備範囲と整備手法を検討する。特に既存樹木の伐採や、その他現況地盤より下部に影響を及ぼす行為を検討する際には、想定される地下遺構の位置や検出深度を踏まえて適切な措置を講じる。

また、本丸上段（北側）の天守の再整備に関連して検討されている、仮設構台の設置、作業ヤード及び工事用動線についても、地下遺構への影響を回避又は可能な限り低減することを基本として、その設置位置や施工条件を検討する。具体的な遺構確認箇所や調査の方法

及び実施時期については、第 13 節において総合的に示す。

(2)地上遺構の保存

史跡内には、史跡の本質的価値を構成する要素である石垣や土居等の近世城郭に係る遺構のほか、近代に設けられた広島大本営跡や昭憲皇太后御座所跡など広島の歴史的経緯を示す遺構も残されている。これらの地上遺構については、保存活用計画の位置付け、その価値や遺存状況に加え、本質的価値を構成する要素との重複や改変状況を踏まえて適切な取扱いを講じる。

整備の具体化に当たっては、近代の地上遺構については、地下遺構に与える影響を可能な限り回避する観点からも、直ちに撤去や改変の対象とせず、地形造成や設備の更新・再配置計画との調整を行う。

石垣や土居等については、第Ⅱ期整備で主な整備対象としている本丸上段のみに留まらず、史跡全体を対象とした継続的な現況把握と維持管理を行うとともに、第Ⅱ期整備に伴う影響範囲について留意し、適切な保全措置を講じるものとする。

なお、石垣の具体的な保存管理、維持補修及び整備事業に先立つ保全措置については、第 3 節「歴史的建造物・石垣・庭園等修復に関する計画」でその詳細を示す。

3. 各種整備に関連する事項と遺構保存

(1)地形造成整備に関連する事項

地形造成整備に当たっては、必要な遺構保護層厚を確保するため、現況地形や地下遺構及び地上遺構の状況を踏まえて、計画地盤高を検討する必要がある。また、表面水により、地下遺構や石垣の保存に悪影響を及ぼさないよう、本丸上段全体の排水処理について計画的に整備する必要がある。これらの具体的な計画については、第 5 節地形造成に関する計画で示す。

(2)施設整備に関連する事項

園路・バリアフリー動線、埋設設備の更新・再配置に当たっては、地下遺構の位置や検出深度、地上遺構の配置などを考慮しながら、遺構へ与える影響を可能な限り低減するための配置や構造を検討する。特に埋設設備に関しては、既存埋設設備の位置や設置深度、接続の系統も考慮し、既往の改変・影響範囲の活用により、新たな地下遺構への影響の低減を目指す。これらの具体的な計画については、第 4 節「動線計画」で示す。

(3)植栽整備に関連する事項

史跡内の植栽については、樹木の根系が地下遺構や地上遺構に及ぼす影響を考慮し、遺構の保存上に必要な条件を整理した上で、現状維持、剪定、伐採、抜根、移植、更新その他の取扱いを検討するものとする。これらの具体的な計画については、第 7 節「植栽に関する計画」で示す。

(4)整備工事に伴う仮設物設置に関連する事項

本丸上段（北側）を主な対象とした天守の再整備に係る検討において、仮設構台の設置や

作業ヤード及び工事用動線が検討されている。これらの設置が地下遺構や地上遺構及び地盤に及ぼす影響について十分に把握し、これを回避又は可能な限り低減するための仮設物配置、構造及び施工方法を検討する。また、これらの仮設物や工事用動線を史跡外（史跡外周部北側）に設置する場合においても、同地が広島城の城郭範囲内であり、地下遺構の分布及び遺存状況が十分に把握されていない範囲を含むことを考慮し、必要な調査等により地下遺構の位置及び遺存状況を確認した上で、遺構への影響を可能な限り回避・低減するための措置を検討する必要がある。

【図 5－〇 第Ⅱ期整備に係る遺構保存条件整理図】

表現内容：北側・南側の整備検討範囲、主な地下遺構及び地上遺構、既設埋設設備、地盤整備範囲、仮設候補範囲等を重ね、整備に際して配慮すべき遺構保存条件を示す。

【表 5－〇 整備行為と遺構保存上の配慮事項】

表現内容：地形造成、園路・階段整備、樹木の伐採・抜根、埋設設備更新、仮設物設置等の整備行為ごとに、想定される遺構への影響、保存上の配慮事項及び関係する計画を整理する。

4. 遺構保存の具体的な進め方について

第Ⅱ期整備に関連する事業については、各事業の計画・設計段階において、整備範囲と地下遺構及び地上遺構との関係を確認し、遺構保存上の条件を設計へ適切に反映する。

整備による影響が想定される場合は、遺構への影響を可能な限り回避することを優先し、必要に応じて施設の配置、計画地盤高、構造、施工方法等を見直す。影響の回避が困難な場合には、盛土その他による遺構保護措置を講じるなど、影響を可能な限り低減する。

現状変更等の手続に当たっては、整備内容と遺構保存条件との整合を確認する。また、工事中に予期しない遺構等が確認された場合には、必要に応じて施工を一時停止し、記録、保存措置及び設計変更の要否を検討するものとする。

本節で示した遺構保存上の条件は、第 3 節以降の各分野の計画及び設計に共通する条件として反映する。遺構保存及び各整備の検討に必要な具体的な調査の対象、方法、実施時期及び成果の整理・活用については、第 1 3 節「整備事業に必要な調査等に関する計画」で、事業化の時期及び各事業の前後関係については第 1 6 節「事業計画」で示す。

第3節 歴史的建造物・石垣・庭園等修復に関する計画

本節では、現時点で具体的な調査・保全対策が進んでいる石垣及び土居を中心に記載する。歴史的建造物及び庭園等修復については、今後の調査及び整備内容の検討を踏まえ、必要に応じて検討する。

1. 計画の目的

令和3年度以降、史跡広島城跡に残る全石垣を対象として、測量及び現況記録を継続的に実施している。さらに、令和5年度からは、「史跡広島城跡石垣カルテ作成マニュアル」に基づき、石垣等の特徴、築石形状、構築状況、変状、植生及び補修履歴等を整理する石垣カルテの作成を進めている。さらに、令和8年度には、本丸及び二の丸の石垣について保全対策の優先度評価を実施している。

石垣は、史跡広島城跡の本質的価値を構成する重要な要素であることから、その現況を継続的に把握し、第Ⅱ期整備の対象区域に限定せず、史跡全体を対象として継続的に保存管理を行う。

石垣の維持補修に当たっては、現況記録に基づく原位置及び原石材の保存を基本とする。解体を伴う積み直し修理については、広島城石垣の本質的価値が損なわれる恐れがあることから、構造、変状の原因、進行性及び他の保存手法の適用を考慮した上で、必要性及び範囲を慎重に検討する。

さらに、第Ⅱ期整備ではこれら保全対策上の観点に、整備事業の実施に必要な保護措置の観点を加えて計画する。

2. 優先順位の整理

石垣カルテによる現況記録を基に、変状の程度及び進行性、石材・間詰石等の状態、過去の補修履歴、樹木・樹根、排水並びに利用者の安全性を総合的に評価し、石垣保全対策の優先度を次の4区分に整理する。

優先度は、定期点検、詳細調査、災害後の点検等の結果を踏まえて適宜見直すものとする。

表5-〇 石垣保全対策の優先度

区分	対象	考えられる保全対策
A 緊急措置が必要な石垣	築石の崩落や著しい孕み等が見られ、安全上重大な影響を及ぼすおそれがあるもの	直ちに立入制限、応急的な安全措置及び詳細な現況確認を行う。その後、変状の原因及び進行性を把握するための追加調査を実施し、必要な保存修理等を検討する。
B 計画的な保全対策が必要な石垣	間詰石等の顕著な欠落、石材又は近代補修材料の劣化、樹木・樹根、排水不良等により、変状の進行又は保存環境	既往修理記録の確認、変状要因の分析、追加調査及び有識者による検討を行う。その結果に応じて、悪化した要因の軽減

区分	対象	考えられる保全対策
	の悪化が懸念されるもの	措置又は補修計画の策定を行う。
C 重点観察を行い、必要に応じ詳細調査する石垣	現時点では緊急又は計画的な対策を要しないものの、軽微な変状、間詰石の欠落、植生、排水その他の保存上の課題が認められ、変状の推移を継続的に確認する必要があるもの	定期的な目視点検、定点写真撮影、必要に応じた変位計測等を行い、必要に応じて詳細調査を実施する。その結果は石垣カルテに記録し、変状の進行又は保存環境の悪化が確認された場合は、優先度を見直す。
D 経過観察を継続する石垣	現時点で顕著な変状又は保存上の支障が認められず、通常の維持管理の中で状態を継続的に確認するもの	通常の維持管理の中で変状を確認する。災害、周辺環境の変化又は新たな変状を確認した場合は、臨時点検を行い、必要に応じて優先度を見直す。

Aの保全上の緊急措置が必要な石垣を最優先とし、B・C・Dの石垣については、石垣面の変状の程度や進行性、築石の破損や劣化状況、背面土砂の流出や石垣天端の状況などを総合的に評価して作成した「石垣管理区分表」に基づいて、対策実施の優先順位を定める。

また、上記の保存管理上の優先度にかかわらず、整備事業の実施区域又はその周辺に位置し、仮設物、作業ヤード、工事用動線、荷重、振動、掘削、排水、樹木の取扱い等による影響が想定される石垣については、事業実施前に現況記録及び影響評価を行う。その結果を踏まえ、石垣への影響を回避又は低減する整備手法を検討するとともに、必要な事前保全措置並びに工事中及び工事後のモニタリングを実施する。

3. 計画の主な対象箇所

(1)中御門・裏御門周辺石垣の維持補修

概要

ともに間詰石の顕著な抜けが確認されており、史跡来訪者の主要動線にも近接していることから、整備の優先度が高い石垣でである。櫓台天端の樹木の伸長も著しいため、放置すると変状がより進行する可能性も懸念される。

裏御門周辺石垣については、昭和40年代に部分的な補修及び間詰へのグラウト剤注入が施工された記録も残るが、現状ではその部分の劣化剥離も進行している。

必要となる措置

既往修理記録の確認、劣化したグラウト剤除去と間詰石の追加、天端及び周辺樹木の除伐、伐採後の除根等検討、天端築石の据え直し等。状況により天端の発掘調査等を検討する。

(2)天守台周辺石垣の維持補修

概要

本丸上段（北側）の整備では、整備の実現のため必要となる作業構台の仮設や整備工事用の車両動線の配置、周辺の既存樹木の大規模な除伐等が、石垣に近接した場所において計画される可能性がある。

これらの石垣は「石垣管理区分表」に基づく対策実施の優先度評価では、間詰石の欠落等は認められるものの、直ちに計画的な維持補修が必要なレベルには至ってはいないが、整備実施に伴う周辺環境の変化を考慮すると、事前に適切な保全措置を講じる必要がある。

必要となる措置

石垣へ影響を与えないための整備手法の検討を、整備事業の実施部署と連携して行うとともに、万一の影響が発生した場合にそれを速やかに把握するため、事前のモニタリング機器設置とその手法について検討する。

該当箇所が存在する石垣については、優先的に石垣カルテ作成等の測量・所見記録作業を実施しているが、欠落した間詰石を追加するなど、石垣をより健全な状態とするための維持補修措置の実施を検討する必要がある。

4. 史跡全体の石垣維持管理について

日常的な維持管理については史跡範囲内全体を対象とする。

主な点検項目

- ・全体的な目視点検、定点的写真観測、築石の割れや剥落・間詰石の脱落等、石垣面及び石垣天端の植生繁茂状況、石垣周辺の清掃状況

これらに加え、豪雨や台風、地震等の発生後については、次の観点を加えた検討を行い、適切な措置を取るものとする。

追加すべき検討項目

- ・背面土砂等の流出や洗堀の有無、剥落・脱落石材の有無、石垣変状の有無、利用者への危険が想定される場合の立ち入り規制と応急措置、維持補修及び経過観察、点検・補修記録等の石垣カルテへの反映

5. 必要となる図表（準備中）

石垣位置図

石垣カルテ成果整理表・石垣保存修理優先度表

現代の改変箇所

※これらに加え、「広島城跡石垣カルテ作成マニュアル」の

第3章2（1）ア 基本情報記載内容一覧

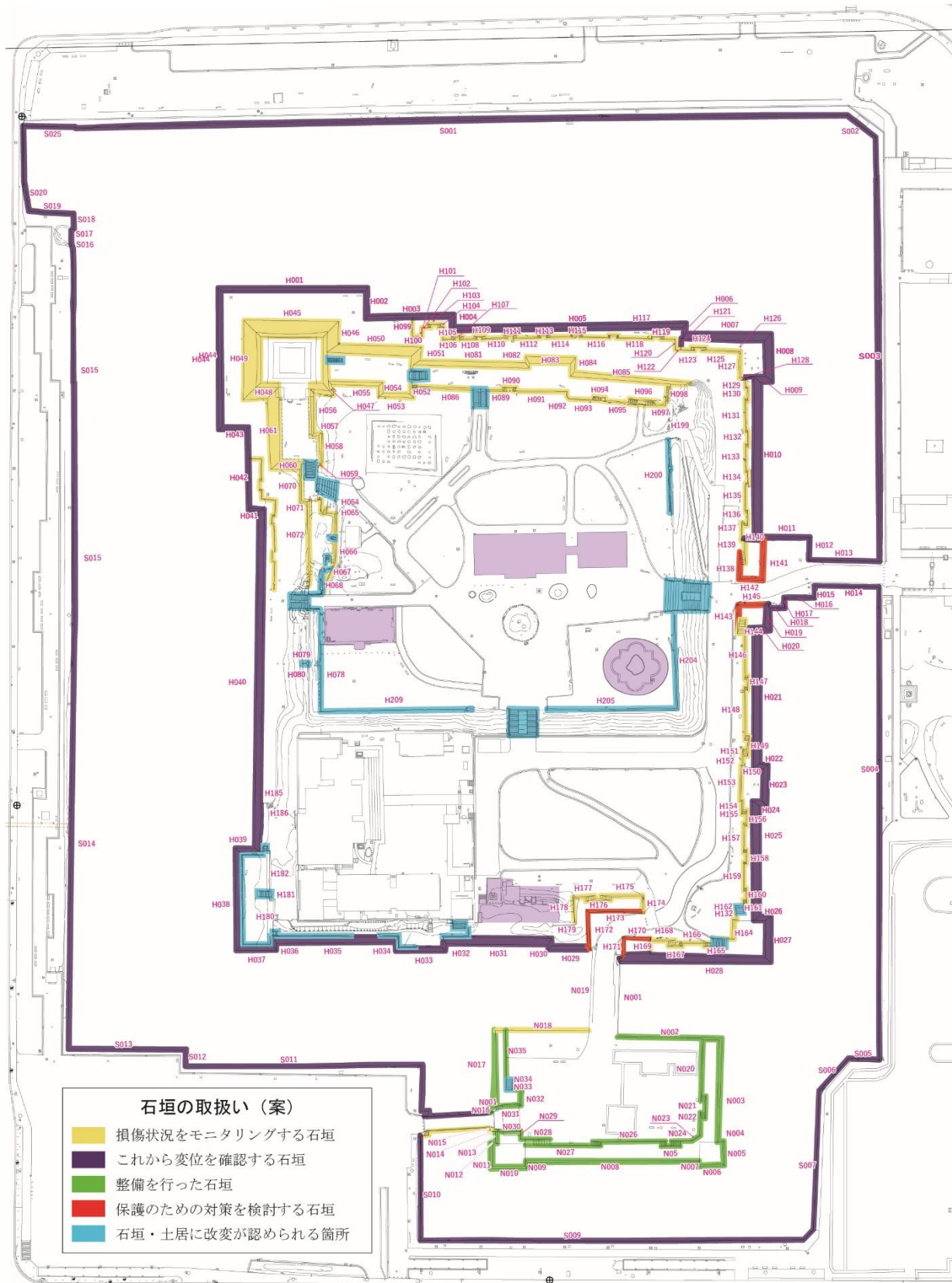
第5章1（1）石垣自体の安全性に関する判定区分

（2）石垣の利用上の判定区分

（3）石垣管理区分表

及びP27の整備時のフロー

図5－〇 史跡内石垣附番図



第4節 動線計画

1. 計画の目的

本節では、史跡広島城跡の本質的価値を確実に保存し、歴史的な空間構成及び遺構を来訪者が理解しながら安全に観覧できるよう、来訪者動線、管理動線、工事用動線及びバリアフリー動線の基本的な考え方を示す。対象は主に史跡内の園路、広場、橋、階段、出入口等の移動空間とし、史跡外との接続を含め一体的に検討する。

現況の園路は戦後の公園整備において形成されたものであり、近世城郭としての空間構成や主要遺構の配置を理解するには必ずしも十分ではない。このため現行計画では、「園路・広場の整備（本丸）」（図 3-11、表 3-1）として再整備することをその方向性として示していた。

第Ⅱ期整備では主に本丸上段を対象とし、必要な史資料調査、発掘調査、測量、既設埋設設備の調査の成果に基づき、地下遺構の保存を前提として、歴史的空間構成の理解、安全性、移動等円滑化及び維持管理性を総合的に満たす動線構成を検討する。

各種調査と整備実現までのプロセスについて、その概略を整理する。

2. 計画の主な対象箇所

本丸上段（北側）及び（南側）を主な対象とする。両エリアは整備上の位置づけの違いから、異なったスケジュールで整備等の事業が進行する可能性も想定される。

このため、整備条件の整理や必要な基礎調査の実施、これに基づいた分野別計画の作成・検討を行う第Ⅱ期整備第1段階においては、本丸上段として一体的に計画し、具体的な施策を実施する第2段階において、条件が整ったものから段階的に整備を進めることが考えられる。

実施プロセス第1段階	実施プロセス第2段階
＜園路の再整備＞ 現状変更記録及び工事記録の整理確認 既存園路地下の遺構遺存状況の確認 地下遺構の検出標高と適切な保護層厚の検討 発掘調査に基づく平面的な遺構粗密の確認 （将来的な遺構表示の可能性検討） 園路再配置の方向性決定 ＜既設埋設設備の更新・再配置＞ 現状変更記録及び工事記録の整理確認 地下探査による位置推定、再掘削と位置経路の特定 既設埋設設備による地下遺構への影響多寡の確認 更新・再配置の方向性決定 ＜地形造成に関する計画＞ 現況測量と表面水排水の確認 地下遺構の検出標高と適切な保護層厚の確定 既存樹木の伐採、縁石その他既設設備の撤去 抜根に伴う発掘調査の実施と仮復旧 整備後の地形造成計画へ ＜本丸上段（北側）の検討事項＞ 工事用仮設物の設置範囲、重量、通行車両台数等の算出 工事用動線の設定と必要保護層厚の検討 来訪者への安全対策等の検討 ※各検討事項は、相互の関連性に留意しつつ、それぞれの進捗状況に応じて検討を進める。	＜実施条件は検討事項によって異なる＞ 各種計画の方向性決定 整備実施スケジュールの検討 （北側）（南側）エリア区分の具体化等 本丸上段（南側）の一時的な供用制限 地形造成の実施（南側） 埋設設備の更新・再配置の実施 園路の再整備（仮配置） ▼本丸上段（南側）の供用再開 ※本丸上段（北側）と本丸上段（南側）の整備時期が異なる場合は、両エリアの地形造成の整合を図るとともに、本丸上段全体の整備について、それぞれの進捗状況を踏まえて実施時期を検討する。 ※第2段階に示す内容及び実施順序は、今後の調査・検討の結果に応じて具体化する。

3. 第Ⅱ期整備における動線計画の基本的な方針

動線の再整備に当たっては、地下遺構の保護を最優先とし、既設の園路動線等を活用しながら、史跡の本質的価値の理解につなげるとともに安全性・快適性・維持管理性の向上を図るものとする。園路の舗装や幅員、勾配や集水・排水機能、園路縁部の納まりについては、周辺景観や利用特性に応じて場所ごとに設定することも可能とするが、地区内で一定の統一感をもって仕様検討を行うものとする。

バリアフリー動線については、関係法令等を踏まえ、基本的に再整備する来訪者動線と重なるものとして検討する。史跡の保存上の制約等により対応が困難な箇所については、代替となる動線や対応方法を検討する。特に史跡への出入口部やトイレ等便益施設、主要な観覧対象との接続を確認し連続性を確保する。具体の勾配や幅員、路面仕様等については、基本設計においてその詳細を定める。

第13節 整備事業に必要となる調査等に関する計画

1. 計画の目的と基本的な考え方

第1節で示したように、第Ⅱ期整備のために必要な取組として実施する発掘調査を、その主な調査目的から以下の3つに整理した。

- (1) 史跡を適切に保護するための調査
- (2) 史跡の理解を深め整備条件を確認するための調査
- (3) 史跡の具体的な整備実施に先立って必要となる調査

本節ではこの区分を踏まえ、第Ⅱ期整備に関連する事業を進めるために必要な各種調査について、発掘調査以外の調査も含め、調査の目的や主な確認事項、調査方法や成果の主な反映先を示す。

各調査は、既往の発掘調査成果、現状変更記録、工事記録、測量成果その他の成果資料を十分に活用した上で、既存資料により把握可能な事項と新たに確認する必要がある事項を明確にして実施する。また、調査の目的及び必要とする情報の精度に応じて、測量や非破壊探査、発掘調査といった様々な調査手法を適切に組み合わせて実施することを検討する。

また一つの調査成果が、複数の目的や整備条件に関連する場合があることから、調査の実施に当たっては、主な目的のみで実施するのではなく、確認事項や調査成果を反映するべき関連計画や設計等を明確にし、それぞれの必要条件に配慮した効果的な調査とする必要がある。調査成果は共通する座標及び標高を用いて整理し、地下遺構、地上遺構、石垣、地形、排水、埋設設備、植栽、既設設備等との位置関係を相互に把握できるようにする。

表13-1 整備事業に必要となる調査の体系

区分	主な目的	該当する主な調査
史跡を適切に保護するための調査	史跡を構成する遺構等の現状及び変化を把握し、保存管理、維持補修等に必要な情報を得る 必要な保全措置やその手法を検討するための基礎情報を得る	石垣の測量・現況記録・カルテ作成・更新等、地下遺構の保存状況の確認、地形・排水状況の把握、樹木と遺構との関係の確認、近代石組溝等の保存状況の確認 仮設物の重量や構造、設置手法検討に係る調査、整備前・中・後の地上遺構の変状を確認するためのモニタリング機器の設置検討
史跡の理解を深め整備条件を確認するための調査	広島城跡の構造、形成過程及び歴史的変遷等を明らかにし、史跡の価値をより具体的に把握する	天守台・小天守台・櫓台等の構造に関する調査、築城時の地形造成に関する調査、近代遺構に関する調査、史資料調査
史跡の具体的な整備実施に先立って必要となる調査	整備内容、設計条件及び施工条件を具体化し、整備による遺構への影響を回避又は低減する	本丸上段東・西・南面の断面調査、本丸上段南側の平面確認調査、既設埋設設備の確認、樹木の抜根等に先立つ確認、作業構台・仮設構台等の設置条件の確認、作業ヤード・工事用動線・仮設橋等の検討に必要な試掘調査

※一つの調査が複数の目的を有し、複数の区分に該当する場合がある。

2. 史跡を適切に保護するための調査

(1) 石垣の保存状況に関する調査

史跡内の石垣については、測量、現況記録及び石垣カルテの作成・更新を継続し、既往写真、工事記録、補修履歴等との比較照合を行う。また、石垣面の変状や築石の損傷、間詰石の欠落、天端及び周辺植生の影響、背面土砂の流出等を把握するとともに、必要に応じ継続的なモニタリングを行う。

第Ⅱ期整備及びこれに関連する事業により、周辺環境の変化が想定される範囲に位置する石垣については、事業実施前の状態を適切に記録するとともに、事業実施中及び実施後の変化を把握するための措置を検討する。

これらの成果は、第3節「歴史的建造物・石垣・庭園等修復に関する計画」における整備等対策の優先度評価、維持補修及び整備等に先立つ保全措置の検討に反映する。

(2) 地形や排水等の状況に関する調査

本丸上段を中心とした、現況地形や水勾配、降雨時の表面水の流れ、滞水箇所、既設の排水設備とその系統を把握する。

また、地上遺構である広島大本営跡周辺の雨水側溝や石組溝等については、近代の本丸上段の排水に係る施設と考えられ、戦後の公園整備の際に再利用されていた可能性がある。このため、その位置や構造、現況の埋没状況、他の排水設備との接続状況について調査する。

これらの成果は、地下遺構及び石垣等に対する雨水の影響を把握するとともに、第5節における地形造成及び表面水排水の検討に反映する。

(3) 植生等が遺構に及ぼす影響に関する調査

史跡内樹木について、その位置や樹種、成長規模、健全度等の現況を把握するとともに、根茎や樹木の伸長が将来的に地下遺構や地上遺構に及ぼす影響について整理する。調査の成果は、遺構の保存管理及び第7節「植栽に関する計画」において触れたように、植栽の保存や伐採、更新等を定める植栽管理計画を検討する際の基礎情報として反映する。

【図ー〇 史跡保存のための継続調査・管理対象図】

表現内容：史跡全体図上に、

石垣カルテ対象範囲/石垣モニタリング箇所

主要な排水・滞水確認箇所

近代石組溝

樹木と遺構との関係について継続確認を要する区域

等を表示する。

第Ⅱ期整備の調査箇所ではなく、史跡全体を継続して把握・管理する調査を示す図とする。

3. 史跡の理解を深め、整備条件を確認するための調査

(1) 地下遺構及び地形造成に関する調査

既往の発掘調査成果を踏まえ、必要に応じて建物跡や門跡その他の地下遺構を対象として発掘調査を行い、遺構の構築時期や変遷等を把握する。

調査成果は、広島城本丸御殿の建物配置や遺構変遷、近世の初期地表面の在り方等を確認するための基礎的情報となるとともに、第Ⅱ期整備の検討に当たり、適切な遺構保護策や仮設物の設置範囲を検討するための基礎資料として活用する。また、調査により新たな知見が得られた場合には、その成果を将来の展示・解説にも活用する。

(2) 天守台・小天守台・櫓台等の基礎構造に関する調査

史跡の本質的価値に直接関わる石垣の基礎構造や石垣設置時の状況を確認し、構築手法や築城時の地形造成、周辺遺構との関係等を把握する。

これらの調査成果は、広島城跡の本質的価値への理解を深め、その歴史的変遷をより具体的に把握するための基礎資料となる。また、第Ⅱ期整備の検討に当たり、適切な遺構保護策や仮設物の設置に係る施工条件を検討するための基礎的情報としても活用する。

(3) 近代以降の遺構に関する調査

主に広島大本営跡や昭憲皇太后御座所跡、近代石組溝などの地上遺構について、史資料調査や現況記録、測量等を行い、その位置や構造、構築時期、近世遺構との重複関係等を把握する。

調査成果は、第2節における地上遺構の保存条件の整理及び広島城跡の近代以降の歴史的変遷を示す資料として活用する。

【図－〇 広島城跡の価値解明に係る調査対象図】

表現内容：

近世・近代を一枚の図に重ね、

既往発掘調査範囲

本丸御殿等の主要地下遺構

天守台・小天守台・櫓台

近代・旧軍関係遺構

近代石組溝等

今後、価値解明のために確認が必要な区域
を表示する。

4. 史跡の具体的な整備実施に先立って必要となる調査

第Ⅱ期整備の整備目標に応じ、設計や施工条件を具体化するため必要となる調査や、地形造成等の面的整備に先立って必要となる調査が該当する。

(1)本丸上段の埋設設備の更新・再配置に先立つ調査

本丸上段（南側）では、園路・階段の再整備及びバリアフリー動線の再配置、地形造成・表面水排水、埋設設備の更新・再配置の検討に必要な条件を把握するため、既設埋設設備の確認、本丸上段東面・西面等の断面調査その他必要な調査を実施する。

断面調査等では、本丸上段・下段の造成状況、初期地表面、既設施設による改変状況及び地下遺構の遺存状況等を把握する。

これらの調査成果は、必要な遺構保護層の設定条件、計画地盤高、園路・階段等の配置、埋設設備の更新・再配置及び表面水排水等の設計条件として整理する。

既往資料及び現地調査のみでは必要な情報が得られない場合には、確認すべき事項を明確にした上で、必要に応じて非破壊探査等を実施する。さらに、ほかの調査方法では必要な情報を得ることが困難な場合には、史跡への影響を可能な限り低減する位置、方法及び範囲を検討した上で、限定的なボーリング等の実施を検討する。

(2)本丸上段の地形造成に先立つ調査

地形造成、園路の再整備、埋設設備の更新・再配置、植栽の整理・更新等の検討や整備進捗に応じ、地下遺構への影響を回避又は低減するため、既往資料等によって必要な情報を把握できない範囲について、調査の必要性及び範囲を検討した上で、必要に応じ地下遺構の平面確認調査を実施する。

調査成果は、遺構の平面位置や遺存状況、検出上面の標高等を把握し、必要な遺構保護層厚を検討するための基礎資料となり、本丸上段の計画地盤高や表面水排水の検討の具体化につながる。

調査範囲が広範囲となる場合には、他の整備関連事業との調整や史跡の供用状況を踏まえ、複数年度に分けて段階的に実施することも視野に入れる。

(3)天守の再整備に係る検討に関連する調査

本丸上段（北側）において、天守の再整備に係る検討に当たり、仮設構台、作業ヤード及び工事用動線等の設置又は利用を検討する場合には、地下遺構や石垣等の地上遺構、周辺地盤等への影響を把握するために必要な調査を実施する。

天守台周辺の石垣の基礎構造に関連して実施する調査は、前項で示した「史跡の理解を深め、整備条件を確認するための調査」としての性格も有するため、双方の目的及び必要な確認事項を整理した上で調査範囲及び方法を設定する。

(4)史跡外周部北側周辺の調査

天守の再整備に係る検討において、作業ヤード及び工事用動線としての利用を検討している、史跡外周部北側については、近世・近代の遺構面までの深度、遺構の遺存状況等を把握するために必要な調査を行う。また、内堀を横断する仮設橋等を検討する場合には、橋脚・

橋台等の候補位置について、内堀や石垣、堀底等への影響を把握するため必要な調査を行う。
いずれも、仮設計画等の検討進捗に応じて、実施時期や対象範囲を調整する。

5. 調査の方法

調査は、その目的や対象及び必要とする情報の精度に応じて、既往資料等の調査、測量・現況記録、非破壊探査、発掘調査、継続観測等の方法を、適切に組み合わせて実施する。

(1)既往資料等の調査

発掘調査報告書、現状変更記録、工事記録、古図・古写真、測量成果、設備図面その他の資料を整理し、既往調査及び既往改変の範囲・内容を把握する。

新たな現地調査の実施に先立ち、既往資料で把握できる事項と不足する事項を整理し、調査の必要性及び対象範囲を検討する。

(2)測量・現況記録

地形、石垣、地上遺構、既存施設、樹木等について、調査目的に応じた測量及び現況記録を行う。調査成果は、既往成果との比較及び異なる調査成果の重ね合わせが可能となるよう、共通する座標及び標高により整理する。

(3)非破壊探査等

地下遺構や埋設設備等、地表からは直接確認できない対象は、必要に応じて地中レーダ探査等の非破壊探査を行う。調査成果は、そのみで遺構等の性格を確定するものではなく、既往調査成果及び地形・施設等の情報と照合し、必要に応じて発掘調査等の位置及び範囲の絞り込みに活用する。また、地盤構成等について、ほかの調査方法では必要な情報を得ることが困難な場合には、史跡への影響を可能な限り低減する位置、方法及び範囲を検討した上で、限定的なボーリング調査の実施等を検討する。

(4)発掘調査

地下遺構の状況や遺構周辺の土層堆積状況等、直接確認する必要がある場合には、発掘調査を実施する。調査目的に応じて調査手法を選択し、調査範囲を必要最小限とするとともに、史跡への影響を可能な限り低減するよう配慮する。調査後は、必要な記録を作成した上で、遺構の保存を前提として、必要な埋戻し・養生等を行う。

(5)継続観測・モニタリング

石垣その他の地上遺構について、変状の進行や周辺環境の変化によって生じる影響等を把握する必要がある場合、定点写真や測量その他の方法による継続的な観測を行う。観測方法、頻度及び期間については、対象となる変状や影響度合い等に応じて設定する。

調査方法	主な対象	主に把握する事項	主な適用
既往資料等の調査	史跡全体	既往調査、遺構、改変、修理・工事履歴等	全調査の基礎
測量・現況記録	地形、石垣、地上遺構、施設、樹木等	位置、標高、形状、現況及び変化	保存管理、整備設計
非破壊探査	地下遺構、埋設設備等	地下の分布・位置等	発掘箇所の絞り込み、設計条件確認

ボーリング等	地盤・造成層等	地盤構成、層厚等	地盤条件等の補足確認
発掘調査	地下遺構、造成層等	位置、深度、構造、年代、遺存状況等	価値把握、保存・整備条件確認
継続観測・モニタリング	石垣その他の遺構	変位、変状及びその進行性	維持管理、工事影響確認

6. 調査成果の整理・活用

発掘調査の成果については、調査地点や範囲、検出した遺構や遺構面の標高、周辺土層の堆積状況、確認された既往の改変痕跡、実施した埋戻し及び保存措置等について、共通する座標及び標高によって整理・蓄積する。

測量や非破壊探査等の成果をはじめ、地物や地形形状、埋設設備やその系統、史跡内樹木等の植生等に関する各種調査の成果についても、調査で確認された事項と未確認の事項を区分し、相互に重ね合わせて利用できるよう整理・蓄積する。

また、調査結果そのものだけでなく、その結果から設定する、遺構保護層の設定条件や地形造成に関連する設計条件、引き続き確認を要する事項を整理し、後続する調査及び整備へ継承することを基本とする。

これら各種の調査成果は、第2節「遺構保存に関する計画」をはじめ、第3節以降の各分野の計画及び設計に共通して活用する。

7. 各種調査の実施計画

各調査の実施は、既往の資料及び調査成果を整理し、整備を検討する上で不足している基礎情報や事項を明確にし、調査手法や対象箇所を設定して実施する。

基本的な進め方としては、

整備検討内容の明確化→既往資料・既往調査成果の整理→現況の把握と不足情報の明確化→調査方法・範囲の設定→調査の実施→成果の整理・統合と共有→遺構保存条件や設計条件への反映

という流れとする。

調査によって必要な情報が得られた場合には、後続する調査の実施の要否及び調査範囲を改めて検討し、史跡への影響を可能な限り低減するよう配慮する。また調査の結果、新たな確認事項が生じた場合には、後続する調査の必要性、方法及び範囲を改めて検討する。

本丸上段（南側）の面的な確認等、広範囲に及ぶ調査については、史跡の供用及び整備工程との調整を図りながら、必要に応じて複数年度に分けて実施する。

天守の再整備に係る検討に関連する調査については、本計画に基づく本丸上段全体の整備とは異なる工程となる可能性がある。この場合においても、双方の調査成果を共有し、整備後の地形造成と表面水排水、埋設設備の配置や系統、整備中の動線やその変更等、各種条件の整合を図るものとする。

第Ⅱ期整備に関連する主な調査箇所・内容

図番号	主な調査箇所	調査内容	目的区分	主な確認事項	主な手法	計画の反映先
A-1	本丸上段（南側）・ 既設埋設配管周辺	既設埋設配管周辺 の発掘・断面調査	保護／整備	配管位置・深度と設 置時の改変 下部遺構 戦後整理層	既往資料、 発掘、測量	第2・5・9節
A-2	本丸上段東面（管理 道北側・裏御門正面 階段部及び周辺）	東面断面調査	保護／価値 ／整備	初期地表面と上・下 段造成状況 東面土居基礎 既往改変、地下遺構	発掘、測量	第2・4・5節
A-3	本丸上段西面（昭憲 皇太后御座所跡北西 階段部及びその南 側）	西面断面調査	保護／価値 ／整備	初期地表面と上・下 段造成状況 西辺多段石垣 近世排水と近代石組 溝との関係	発掘、測量	第2・4・5節
A-4	本丸上段南面	南面断面調査	保護／価値 ／整備	初期地表面と上・下 段造成状況 現況排水系統 地下遺構	発掘、測量	第2・4・5・9 節
A-5	本丸上段（南側）面 的整備範囲	本丸御殿遺存状況 確認調査 （その1～3）	保護／価値 ／整備	遺構の位置・標高・ 遺存状況 必要な遺構保護策	発掘、測量	第2・5・6・7 節、地形造成 計画
B-1	天守台南東隅	石垣の基礎構造・ 地形造成調査	価値／整備	石垣の基礎構造 構築手法 初期地表面と造成土	トレンチ調 査、測量	第2・3節、 天守関連
B-2	南小天守台南西隅	同上	価値／整備	同上	トレンチ調 査、測量	第2・3節、 天守関連
B-3	北面二重櫓台北東 隅・南東隅	同上	価値／整備	石垣の基礎構造 初期地表面 本丸上・下段の造 成・排水	トレンチ調 査、測量	第2・3節、 天守関連
B-4	南小天守台南東隅	石垣の基礎構造・ 地形造成調査	価値／整備	石垣の基礎構造と初 期地表面および造成 土 周辺遺構	トレンチ調 査、測量	第2・3節、 天守関連
B-5	南小天守台に接続す る走り櫓基礎部	走り櫓基礎部調査	価値／整備	基礎部の位置・構 造・範囲・遺存状況 小天守台との関係	発掘、測量	第2・3・6 節、天守関連
B-6	東小天守台に接続す る走り櫓基礎部	走り櫓基礎部調査	価値／整備	基礎部の位置・構 造・範囲・遺存状況 小天守台との関係	発掘、測量	第2・3・6 節、天守関連
C-1	堀北公園（東半部）	仮設物の設置検討 に係る事前調査 （その1）	整備	近世・近代遺構面の 深度・遺存状況 施工条件	既往資料、 非破壊探 査、必要に 応じ発掘調 査等	作業ヤード・ 工事用動線計 画
C-2	堀北公園（西半部）	仮設物の設置検討 に係る事前調査 （その2）	価値／整備	近世・近代遺構面、 北側中堀の位置・遺 存状況 施工条件	既往資料、 非破壊探 査、必要に 応じ発掘調 査等	作業ヤード・ 工事用動線計 画
C-3	内堀を横断する仮設 橋の橋脚・橋台候補 部	仮設橋の設置検討 に係る確認調査	保護／整備	遺構面深度 石垣・堀底等への影 響、仮設橋設置の可 否及び設置に係る条 件	既往資料、 測量、必要 な現地調査	仮設橋・工事 用動線計画
D-1	史跡内石垣	石垣現況記録・カル テ作成・更新等	保護	変状確認、樹木影響 雨水滞留 既往記録との変化等	測量、現況 記録、カル テ	第3節、石垣 の保全措置
D-2	本丸上段の近代石組 溝	位置・構造・排水 機能等の調査	保護／価値 ／整備	溝の構造・範囲・底 面勾配・埋設管との 接続・埋没状況	検出、測 量、現況調 査	第2・5・9節

※計画の番号体系

A 群 本丸上段（南側）

A-1～A-5：埋設配管、東・西・南面断面調査、面的確認

B 群 本丸上段（北側・天守等周辺）

B-1～B-6：天守台・南小天守台・北面二重櫓台・走り櫓基礎部等

C 群 史跡外周部北側・内堀周辺

C-1～C-3：堀北公園東半部・西半部、内堀仮設橋候補部

D 群 史跡全体又は面的・継続的調査

D-1～D-2：石垣調査、近代石組溝等

